

議案第86号

福岡市総合体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、総合体育館の研修・会議室の個人利用に係る利用料金の上限額を定める等の必要があるによる。

福岡市総合体育館条例の一部を改正する条例

福岡市総合体育館条例（平成27年福岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 個人利用料金の表中「及びランニングコース」を「, ランニングコース及び研修・会議室」に改める。

別表第2 備考第1項中「及び中型自動車」を「, 中型自動車及び準中型自動車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。